

インフルエンザに関するお知らせ

県民の皆様へ ～受診にあたってのお願い～

インフルエンザが流行しており、今後、さらに流行が拡大するおそれがあります。流行拡大時においても適切な医療体制を確保するため、県民の皆様には、次の点について、御理解と御協力をお願いします。

★ 証明書を求めることはご遠慮ください

治癒したことの証明書

解熱後2日を経過すれば（できれば発症した翌日から7日を経過）外出の自粛を終了することが可能ですので、再出勤等にあたって治癒証明書の取得の必要はありません。

感染していないことの証明書

症状がないにもかかわらず、新型インフルエンザに感染していないことを証明するための検査を行う必要はありません。



検査だけを目的とした受診は、医療機関の混乱を招き、診療に支障を来しますので、御遠慮下さい。

★ 急な発熱などでの受診について

- 受診はできる限り、医療機関の診療時間内をお願いします。
- 救急外来(急患センター)への受診は以下の症状を参考にしてください。

- ・呼吸困難や息苦しさがある
- ・顔色が悪い
- ・胸の痛みがある
- ・ぐったりしている など

なお、小児の場合は小児救急医療電話相談が活用できます。

電話番号：025-288-2525 または #8000
実施日時：土曜、日曜、祝日、年末年始の19時～22時



★ 基礎疾患のある方、妊婦さんへのお願い

- 発熱時の対応について、あらかじめ、かかりつけの医師と相談しておいてください。

◎受診にあたっては、あらかじめ医療機関に電話で確認のうえ、受診時間や受診方法などの指示を受けてください。また、必ずマスクを着用するなど感染防止に努めてください。



発行：新潟県新型インフルエンザ対策本部
電話 025-282-1636
FAX 025-282-1640
健康に関する問い合わせは 電話 025-280-5200